

備品使用貸借契約書（案）

沖縄県中央児童相談所給食調理業務委託契約に基づく備品の貸与について、貸主沖縄県中央児童相談所長（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）の間に、次のとおり備品使用貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は、その所有する厨房施設設備・備品（以下「目的物件」という。）を乙に無償で貸し付ける。
- 第2条 乙は、使用貸借物件の使用に関する条件を厳守しなければならない。
- 第3条 使用貸借の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。
- 第4条 乙は、目的物件の使用に当たっては、善良な管理者の注意を怠ってはならない。
- 第5条 乙は、目的物件の修繕（軽微な修繕は除く。）または目的物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 第6条 乙は、目的物件を沖縄県中央児童相談所厨房施設での調理以外の目的に使用してはならない。
- 第7条 乙は、目的物件の全部又は一部を亡失または毀損したときは、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。
- 第8条 甲は、次の各号に掲げるいずれかの事態が生じたときは、この契約を解除することができる。
- (1) 沖縄県中央児童相談所給食調理業務委託契約が解除されたとき。
 - (2) その他、乙がこの契約上の義務を履行しないとき。
- 第9条 乙は、使用貸借の期間が満了した場合にあってはその満了の日に、この契約が解除された場合にあっては、甲の指定する期日までに、乙の費用で目的物件を現状に復し、甲に返還しなければならない。
- 第10条 この契約に関し、当事者間に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

貸主（甲） 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404の2
沖縄県中央児童相談所
所長名

借主（乙）